

報告 2-2

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する  
規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を  
次のとおり改正する

平成25年1月23日提出

全国知事会

会長 山田 啓二

# 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について（概要）

## 1. 改正内容

### ・退職手当支給の変更

事務総長の退職手当の支給について、任期満了時（2年ごと）に支給することができる。（第26条改正）

## 2. 施行期日

平成25年1月23日

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二十六条 退職手当は、事務局規則第三条第一項の職員（派遣職員を除く。以下この章において同じ。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、事務総長については、任期ごとに支給することができる。</p>	<p>第一条～第二十五条 略</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第二十六条 退職手当は、事務局規則第三条第一項の職員（派遣職員を除く。以下この章において同じ。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>
<p>第二十六条の二 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第三十条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第三十条の二の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。 (自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>第二十七条～第三十八条 略</p>
<p>1 附 則</p> <p>1～15 略</p>	

1 この規則は、平成二十五年一月二十三日から施行する。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則を次のように改正する。

第二十六条中「支給する。」の次に「ただし、事務総長については、任期ごとに支給することができる。」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十五年一月二十三日から施行する。

(改正事由)

事務総長の退職手当について、任期ごとに支給することができる」ととする。